

福島県介護支援専門員法定研修 ファシリテーター養成研修 要綱

1. 目的

介護保険制度の中核を担う介護支援専門員は、地域包括システムの中で多職種協働のもと利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践する専門職である。

介護支援専門員には、豊かな人間性ととも多くの専門的知識、技術が求められる。介護保険法第69条第3項には、「資質向上努力義務」が規定され、それを具現化するものとして、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日/老発0704第2号)が発出されている。同通知では、介護支援専門員の法定研修として4つの研修を定めている。このうち福島県介護支援専門員協会(以下、「県協会」という。)は、以下の(1)～(4)を実施している。

- (1)専門研修Ⅰ
- (2)専門研修Ⅱ
- (3)主任介護支援専門員研修
- (4)主任介護支援専門員更新研修

これらの研修を担うファシリテーターは介護支援専門員の育成、資質向上に大きな役割を担っている。その役割を確実に遂行することができるものを養成することを目的として本養成研修を開催し、それをもって、法定研修の質の向上、ひいては、県内の介護支援専門員の知識・技術・姿勢の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

一般社団法人 福島県介護支援専門員協会

3. 研修受講対象者

本研修は、現在、ファシリテーターとして県協会の行う法定研修の運営に参画している者及び今後県協会の行う法定研修のファシリテーターとして役割を担う者を対象に実施する。

なお、受講者の要件は以下の通りである。

◎県協会会員であり、介護支援専門員として5年以上の実務経験がある者

4. 募集定員

60名

5. 研修日程

年1回の開催(全一日コース)

6. 受講申し込み

県協会HP又は、県協会から各地域協議会へ別途案内するシートのQRコードから各自申し込みを行う。

7. 受講費について

別途定める。

8. 受講決定について

定員に達し次第締め切り、受講決定者にはその旨を追って通知する。

9. 修了証明書交付

すべての研修課程を受講し、ミニテストによる評価により、研修に求められる知識、技術の修得状況が確認できた者に対し修了証明書を交付する。

10. その他

(1)遅刻、早退、欠席は原則認めない。その時点で修了証の発行はできなくなるが、受講そのも

- の継続はできるものとする。
- (2) 本研修は、主任介護支援専門員更新研修の要件にあたる研修と認められる。
- (3) 修了証明書を受領した者をファシリテーターバンクへ登録し、法定研修ファシリテーターとして採用するが、令和9年3月31日までの猶予期間を設けるものとする。

令和7年6月7日作成

福島県介護支援専門員協会 法定研修ファシリテーター 養成研修内容

<研修内容>

(1) 事前研修

- ① 「ファシリテーターの役割」
- ② 「適切なケアマネジメント手法」 各動画視聴

(2) 研修内容

日程	時間割		担当	内容
令和7年7月26日 (土)	9:45～10:00	15分		オリエンテーション(会長挨拶、修了証発行までの流れなど)
	10:00～12:00	120分	講義/演習 ①井上 ②我妻	①ファシリテーションとは ②法定研修ファシリテーターの役割と求められる姿勢(マニュアルをもとに講義&演習)
	12:50～13:50	60分	講義/演習 ③逸持治	③適切なケアマネジメント手法に関する研修
	14:00～16:30	150分	講義/演習 ④森	④Zoom演習を想定した演習の進め方(講義&演習) ・全員が法定研修を想定した模擬演習により、ファシリテーター・受講者双方を体験

令和7年6月7日作成